

不在者財産管理人とは

「相続人行方不明の人がいるけど…」という相談を受けることがあります。

この場合「不在者財産管理人を選任する方法」と「失踪宣告をする方法」の二通りの手続きがあります。

不在者の生死が7年以上明らかでない場合は「失踪宣告」の手続きが選択できますが、そうでない場合は「不在者財産管理人選任」の手続きを選択することになります。

不在者財産管理人とは、文字通り不在者の財産を管理する人ですので、不在者に代わって遺産分割協議などをすることができます。

家庭裁判所に不在者財産管理人選任申立をすると、裁判所が調査（親族への聞き取りや自動車運転免許証の更新記録調査など）をして、不在者の財産管理人が選任されます。

申し立てる際に不在者財産管理人の候補者を立てることができますが、事案によっては裁判所が弁護士や司法書士などの専門職を選任することもあります。

申立てにかかる費用は、収入印紙が800円と予納郵券が約2,000円と司法書士費用です。



(司法書士 小司隆信)

もめない相続のために

相続はもめるとよく聞きますか？

預貯金を相続人の頭数でわけても不公平と感じる人がいます。それは、親の介護をしてきた、学費や結婚資金などが同じでなかったなど様々な原因があります。

親と同居していた子供とその家族はいいこともあれば我慢してきたこともあります。

財産一覧表をつくる

相続人や贈与する人を明確にする
妻や同居家族への財産分けの配慮

『遺留分』の取り扱いへの対応

遺言執行者を定める

遺言書を公正証書でつくる

生命保険の把握と活用

状況により関係者へ事前説明

これらを適切に行うことでトラブルを少なくすることが可能となってきます。



(行政書士 & ファイナンシャル
プランナー 山崎真一郎)

司法書士法人たなか事務所

【瑞浪事務所】 〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

【多治見事務所】 〒507-0038 岐阜県多治見市白山町三丁目13番地の1

TEL 0572-26-7711 FAX 0572-26-8545

